

# 日高町小規模工事等契約登録申請のご案内

## 1. 小規模工事等契約登録制度について

- (1) この制度は、日高町建設工事競争入札参加有資格者でない方が町の発注する建設工事に係る修繕工事のうち小規模な工事（以下、「小規模工事等」という。）を受注することができる制度です。  
町内で建設業等を営む方の受注機会の拡大を図ることを目的としています。  
契約できる小規模工事等の範囲は、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、1件当たりの請負金額が20万円未満のものです。
- (2) 原則として複数の業者の見積合わせにより、最低価格を提示した方と契約することになります。  
また、見積合わせに指名された場合、正当な理由があるときのほかは辞退することができません。
- (3) 施工は、日高町財務規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い、誠実に履行しなければなりません。
- (4) 一括下請け（丸投げ等）は禁止されていますので、必ず自ら施工できる業種を（最大5業種まで）登録してください。

## 2. 登録の条件

日高町に主たる営業所又は住所を有し建設業を営んでいる方で、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いませんが、次の各号のいずれかに該当する方は、登録することはできません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない方
- (2) 既に日高町建設工事競争入札参加有資格者名簿に登録されている方
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可、免許等を有しない方
- (4) 町税を滞納している方

## 3. 登録の方法

登録を希望する方は、「小規模工事等契約登録申請書」に次の書類を添付し提出してください。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可、免許等を証明する書類の写し
- (2) 町税の納税証明書
- (3) 個人事業主の方は、身分証明書又はその写し
- (4) 法人の場合は、商業登記簿謄本又はその写し

## 4. 登録の受付

受付期間は、平成31年3月1日(金)から平成31年3月15日(金)まで行います。

有効期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までとなります。

平成31年4月1日(月)以降は、随時登録の受付を行います。ただし、有効期間は、登録後から平成33年3月31日となります。

また、平成30年度に登録申請され、すでに登録許可を受けられている方につきましては、変更等がない場合は申請の必要はありません。

## 5. 名簿に登録されると

日高町小規模工事等契約登録名簿は、町が発注する小規模工事等の業者選定に活用されます。

また、契約制度の透明性を確保するため、名簿は、閲覧等により一般に公表されます。

ただし、この名簿に登録されても指名や契約を約束するものではありません。

なお、町税を滞納している期間は指名の対象外となることがありますので、注意してください。

## 6. 登録事項の変更等

登録名簿に登載された方で、登録事項に変更があったときや事業を廃止したときは、「日高町小規模工事等契約登録事項変更届」（別記第2号様式）・「日高町小規模工事等契約登録抹消届」（別記第3号様式）を速やかに提出してください。

## 7. 登録の取り消し

登録名簿に登録されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されますのでご注意ください。

- (1) 2. 登録の条件(1)から(4)のいずれかに該当することとなった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 契約に関する談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行う等、不正又は不誠実な行為があった場合
- (4) 発注指名したが、正当な理由なく数回辞退した場合

## 8. 契約すると

契約締結後(発注後)の辞退はできませんのでご注意ください。

現場の施工管理は、必ず代表者、または直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。  
工事が完了した場合は、提出書類として「着手前」と「完成」の写真を提出してください。

## 9. 請負代金の支払い

施工完了し、検査合格後(手直しがあつた場合はその完了後)請求に基づき支払います。  
支払は、正当な請求を受けた日から30日以内に行います。なお、前払金や部分払金はありません。

## 10. 各種申請様式請求・登録受付・お問い合わせ先

- ・日高町役場 技術審議室 技術審議室グループ(日高町門別本町210番地の1)  
電話 01456-2-6186 FAX 01456-2-6190
- ・日高総合支所 地域経済課 施設管理グループ(日高町本町東3丁目299番地の1)  
電話 01457-6-2084 FAX 01457-6-3981

札幌弁護士会

## ひだか弁護士相談センター無料法律相談

### 【門別地区相談所での開催】※毎月第4火曜日開催予定

3月の相談日・・26日(火)

- 事前予約制 電話 0146-42-8373
- 予約受付 平日の午前10時～午後4時
- 相談時間 午後1時30分～午後4時
- 相談場所 門別公民館1階 ミーティングルーム(日高町門別本町210番地の1)

### 【新ひだか町での開催】

3月の相談日・・4日(月)・6日(水)・11日(月)・13日(水)・18日(月)・20日(水)・25日(月)・27日(水)

- 事前予約制 電話 0146-42-8373
- 予約受付 平日の午前10時～午後4時
- 相談時間 午後1時～午後3時
- 相談場所 ひだか弁護士相談センター(新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号)

### 【平取町での開催】※相談時間が毎月変更となるため、ご確認ください。

3月の相談日・・5日(火) 午後1時30分～午後3時  
26日(火) 午前11時～午後0時30分

- 事前予約制 電話 01457-2-2222(平取町役場まちづくり課広報広聴係)
- 予約受付 平日の午前9時～午後5時
- 相談場所 ふれあいセンターびらとり(平取町本町35番地1)

※基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合はお待ちいただくか、ご相談をお受けできない場合があります。